

産業廃棄物処理業務委託に関する仕様書

1 業務委託内容

県立延岡病院から排出される産業廃棄物の処分業務

2 委託場所

延岡市新小路2丁目1-10 県立延岡病院

3 委託する産業廃棄物の種類及び数量見込み

別紙のとおり

4 委託する産業廃棄物の搬入業者

県立延岡病院と委託契約を締結した収集運搬業者

5 産業廃棄物の処理日

上記4の収集運搬業者により搬入された産業廃棄物については、速やかに処分を行うものとする。

6 報告書の提出

処分業者は、報告書の提示をマニフェスト（産業廃棄物管理票）D票で行うものとする。処分業者は、収集運搬業者から受け取った産業廃棄物について、中間処分が完了した日から10日以内にマニフェストD票を、また、最終処分完了後は速やかにE票をそれぞれ排出事業者に対して提出するものとする。

マニフェストの数量の記入については、個数及び総重量数（kg）を記入する。

7 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

8 事業所への立ち入り調査

県立延岡病院は、排出された産業廃棄物が契約どおりに処理されているかを確認するために、年一回以上事業所への調査を行うことができるものとする。

立ち入り調査については、事前の通告なしに抜き打ちに行うこともある。